

アコーディア・ゴルフ別紙 1 募集入会手続き要項

手 続

- 1. 必要書類の提出 本要項に記載の必要書類をご提出ください
- 2. 資格審査 書類審査を行います
- 3. 審査結果通知 入会申込者に連絡します（入会が承認された場合、請求書を郵送します）
- 4. 入会金の振込 入金確認後、会員資格が付与され、会員証書・バックタグが送付されます

※入会金のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。

入会金のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条 件

- 1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること。法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること
  - 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
  - 3. 会社の審査において承認を得た後、別に定める入会金を会社所定の方法で納付すること
- ※お納めいただいた入会金の返還はいたしません。但し、相当な事由があると認められる場合には、その 一部を返還する場合があります。

必要書類

- ① 入会申込書（法人用または個人用） 申込人の記名・捺印も必要
  - ② 入会申込に伴う誓約書（会員募集に関する説明書） 要捺印
  - ③ 顔写真 2 枚 タテ 4 cm×ヨコ 3 cm のもの
  - ④ 預金口座振替依頼書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
  - ⑤ 個人入会の場合は住民票 / 法人入会の場合は商業登記簿謄本と登録者の住民票
- ※住民票、商業登記簿謄本は発行後 3 カ月以内のものを有効として扱います。

アコーディア・ゴルフ別紙 2 名義変更手続き要項

手 続

- 1. 必要書類の提出 譲受人および譲渡人の書類（下記の必要書類①、②）をまとめてご提出ください
- 2. 資格審査 会社による書類審査を行います
- 3. 審査結果通知 譲受人宛に郵送します（承認の場合、名義変更料請求書を郵送）
- 4. 名義変更料の振込 入金確認後、会員資格が付与され、会員証書・バックタグが送付されます

※名義変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。

名義変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条 件

- 1. 個人で入会の場合は、日本国内に印鑑登録がされていること。法人で入会の場合は、日本国内に法人登記および印鑑登録がされていること
- 2. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
- 3. 譲渡人に年会費未払い等の問題がないこと
- 4. 資格審査において承認を得た後、名義変更料を入金すること
- 5. 会員権に対して差押または仮差押がされている場合、当該会員契約上の地位に係る申請は受理しない
- 6. 会員の権利は名義変更申請書が会社に受理されたときをもって譲受人に移転し、譲渡人は、会社及びクラブに対する一切の権利義務を失う

必要書類

① 譲受人（入会）必要書類

- ① 入会申込書（法人用または個人用）
- ② 譲渡通知書 会員権業者が使用（友人・知人への譲渡の場合は省略可能）
- ③ 名義変更申請書 譲渡人と連記
- ④ 顔写真 2 枚 タテ 4 cm×ヨコ 3 cm のもの
- ⑤ 預金口座振替依頼書 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印
- ⑥ 入会申込に伴う誓約ならびに推薦保証書
- ⑦ 資格審査票
- ⑧ 個人入会の場合は住民票 / 法人入会の場合は商業登記簿謄本

② 譲渡人（退会）必要書類

- ① 名義変更申請書 譲受人と連記
  - ② 会員証書 紛失の際は書類に紛失の☑マークを入れて頂く
  - ③ 印鑑証明書 法人の場合は法人のもののみ
- ※住民票、商業登記簿謄本、印鑑証明書は発行後 3 カ月以内のものを有効として扱います。

- ※譲渡人の氏名・商号・所在地等が当社登録と異なる場合、書類の追加をお願いすることがあります。
- ※相続の場合は、別途『遺産分割協議書』、相続人全員の印鑑証明書、法務局発行の法定相続情報一覧図（法定相続情報一覧図がない場合は、被相続人の出生から死亡までの連続した謄本類と相続人を確定できる謄本類）が必要です。
- ※被相続人の債務に関し、当社が担保権を有し、または保証人がある場合、担保権設定者および保証人は、代表相続人が承継した債務を引き続き、担保または保証していただきます。
- ※親族間譲渡（二親等以内に限る）の事務手数料適用には、続柄を証する戸籍謄本が必要です。

アコーディア・ゴルフ別紙 3 登録者変更手続き要項

手 続

- |              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 1. 必要書類の提出   | 本要項に記載の必要書類をご提出ください         |
| 2. 資格審査      | 会社が書類審査を行います                |
| 3. 審査結果通知    | 申請者宛に郵送します（承認の場合、変更料請求書を郵送） |
| 4. 登録者変更料の振込 | 入金確認後、登録完了となります             |
- ※変更料のお支払いは必ず期限までに指定口座へお振込みください。
- 変更料のお支払い方法は銀行振込のみとなっており、フロントにて現金等でのお支払いは受付けておりませんので、予めご了承ください。

条 件

- 会員たる法人の役員または従業員であること
- 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力またはその関係者ではないこと
- 年会費の未払いがないこと
- 資格審査において承認を得た後、登録者変更料を入金すること

必 要 書 類

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| ① 会員証書               | 紛失の際は書類に紛失の☑マークを入れて頂く |
| ② 入会申込書              |                       |
| ③ 登録者変更申請書           |                       |
| ④ 新登録者の顔写真2枚         | タテ4cm×ヨコ3cmのもの        |
| ⑤ 入会申込に伴う誓約ならびに推薦保証書 |                       |
| ⑥ 資格審査票              |                       |
| ⑦ 預金口座振替依頼書          | 年会費の口座振替用、銀行届出印を捺印    |
| ⑧ 法人の印鑑証明書           |                       |
- ※印鑑証明書は発行後3カ月以内のものを有効として扱います。

アコーディア・ゴルフ別紙 4 変更手続き要項

住 所 変 更 手 続

- 個人会員の場合  
住所・所在地に変更があった際は、ゴルフ場または本社会員管理課にご連絡を頂き、変更のお申し出をお願いいたします。
- 法人会員の場合  
住所・所在地に変更があった際は、ゴルフ場または本社会員管理課にご連絡を頂き、変更のお申し出をお願いいたします。
- 登録者が自宅住所を変更した場合は、ゴルフ場または本社会員管理課にお申し出をお願いいたします。  
※なお、商号変更があった際は「名称（商号）変更届出書」、「会員証書」、商号変更履歴が確認できる「商業登記簿謄本」、「印鑑証明書」の提出をお願いいたします。

氏 名 変 更 手 続

- 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
- バックタグを作成希望の場合は有償にて承っております。ゴルフ場スタッフまでお問合せください。

必 要 書 類

- |                                       |
|---------------------------------------|
| ① 会員証書                                |
| ② 名称（商号）変更届出書（実印の捺印）                  |
| ③ 印鑑証明書                               |
| ④ 氏名変更の履歴が記載されている戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書 |
- ※印鑑証明書、商業登記簿謄本、戸籍の全部事項証明書または個人事項証明書は発行後3ヶ月以内のものを有効として扱います。

アコーディア・ゴルフ別紙 5 休会手続要項

手 続

1. 本要項に記載の必要書類をご提出ください。
- ※ 法人会員および年会費の未払いがある個人会員は、申請を受理できません。
  - ※ 休会中は会員としてのご利用はできません。申請事由が解消した場合は、速やかに休会撤回届をご提出ください。
  - ※ 休会中の年会費は免除ではなく、休会年会費が発生いたします。
  - ※ 休会が解除された場合、通常年会費と支払い済みの休会年会費との差額、また休会を撤回した時点から当年度12月末日までの期間を勘案して、月割り分の年会費を会社から請求いたします。

必要書類

- ① 休会承認願
- ② 下記の申請事由を証する疎明書類

| 申請事由                 | 添付書面（いずれか1通）              |
|----------------------|---------------------------|
| 病気・怪我等の長期療養（内容による）   | 医師の診断書                    |
| 遠隔地への転勤・転居（150 km圏外） | 住民票の写し、転勤証明書、在職証明書、辞令の写し等 |

※住民票の写し等をご提出いただく場合は、住所、氏名、生年月日が確認できる箇所をご提出ください。  
※休会は申請の翌事業年度から1年間適用するものとする。尚、休会撤回の申し出があるまで毎年自動更新するものとする。  
※支払い済の休会年会費は如何なる理由があっても返還しないものといたします。

アコーディア・ゴルフ別紙 6 退会手続き要項

手 続

1. 本要項に記載の必要書類をご提出いただいた後、審査を経て結果をご通知いたします。
- ※ 退会申請が翌年1月1日以降となる場合は、翌年分の年会費をお支払ください。
  - ※ 別権利者（担保権者、質権者等）がいる場合には、退会できません。
  - ※ 未収年会費がある場合は、預託金と相殺させていただきます。
  - ※ ゴルフ場または本社にて退会申請書を受領した日を退会受付日とし、その日を以て会員は会社及びクラブに対する一切の権利義務を失うものとする。

必要書類

- ① 退会申請書
  - ② 会員証書 紛失の際は書類に紛失の☑マークを入れて頂く
  - ③ 印鑑証明書 法人会員の場合は法人のもののみ
  - ④ 商業登記簿謄本 法人会員の場合のみ必要（個人会員の場合は戸籍謄本）
- ※ ④については「氏名変更の届け出が無く変更していた」場合、また法人については「商号変更」をしていない場合に必要になります。  
※ 印鑑登録証明書、履歴事項全部証明書は発行後3ヶ月以内のものを有効として扱います。

|       |                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------|
| 書類送付先 | 〒110-0015 東京都台東区東上野 1-16-1 （株）平和本社ビル<br>株式会社アコーディア・ゴルフ 会員管理課 |
| 連絡先   | 電話 050-1807-0220<br>FAX 03-3873-8700                         |

## グランド会員制度取扱規則

### （目的）

- ① この規則は、会則第5条第1項に基づき定めるグランド会員の取扱いについて規定いたします。

### （グランド会員となる資格、申込み手続および登録）

第2条 個人会員で年齢が満65歳以上かつクラブ在籍5年以上の会員は、当該会員の三親等以内の者に会員権を譲渡（親族譲渡）した場合、次項の手続きによりクラブに対してグランド会員への入会を申込みることにより、グランド会員となることができるものとします。

2. 会社がグランド会員を募集している期間に限り、会員が三親等以内の者に会員権を譲渡（親族譲渡）する際に、グランド会員取扱規則（以下本規則という。）を確認のうえ、グランド会員申込書に署名・捺印を行うことでグランド会員への申込みとして取扱いいたします。

3. 当該会員の前項の申込み後、当該会員の三親等以内の者が会員として登録日と同日付で当該会員はグランド会員として登録されるものとします。

### （グランド会員の種類、種別の変更）

第3条 グランド会員の種別は、以下のとおりとします。

- ①グランド正会員
- ②グランド平日会員

2. グランド会員の申込みに際して、正会員権を三親等以内の者に譲渡（親族譲渡）する場合は、グランド正会員、グランド平日会員の種類の選択が可能とします。なお、当初申込みしたグランド会員の種別の変更については、第4条第1項第⑤号の年会費基準日に変更することが可能とします。

3. グランド会員の申込みに際して、平日会員権を三親等以内の者に譲渡（親族譲渡）する場合は、グランド平日会員にのみ申込みが可能とします。

### （グランド会員の権利義務）

第4条 グランド会員の権利義務は、以下のとおりとします。

- ① グランド会員の地位は一身専属かつ譲渡不可とします。
- ② グランド会員のプレーフィは、会員と同一料金とします。
- ③ グランド会員はその種別に応じてクラブを会員として利用できるものとします。グランド正会員は会則の正会員の利用可能日に施設を会員として利用ができ、グランド平日会員は会則の平日会員の利用可能日に施設を会員として利用できるものとします。
- ④ グランド会員はその種別に応じてクラブ競技に参加可能といたします。グランド正会員は会則の正会員と同じクラブ競技に参加可能とし、グランド平日会員は会則の平日会員と同じクラブ競技に参加が可能とします。
- ⑤ グランド会員の年会費基準日は毎年1月1日とし、毎年1月1日から12月31日までの別に定める年会費を会社に支払うものとします。
- ⑥ グランド会員は、会社に申し出ることにより休会ができ、休会中の年会費は、別に定めるものとします。また、休会中のグランド会員は会社に休会撤回の申出をすることができます。
- ⑦ グランド会員は会則および本規則を遵守するものとします。

### （グランド会員の資格喪失）

第5条 以下の場合、グランド会員は自動的にその資格を失います。

- ① グランド会員となる際に会員権を譲受けた者がクラブを退会したとき。
- ② 退会の申出をしたとき。
- ③ 死亡したとき。

(グラント会員の募集期間)

第6条 会社は、会員が快適にクラブの利用ができる範囲で グラント会員の募集を行うものとします。

(改廃および疑義)

第7条 本規則の改定は会社の決議において行なうものとします。また、本規則の施行に疑義が生じた場合は、会社の裁定により解決を図るものとします。なお、本規則の廃止については理事会の決議により会社の同意を得て行なうものとします。

(施行)

第8条 本規則は2027年1月1日より施行します